

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美 様

平成31年3月

1月10日付ご送付いただいた件につきまして

標題件に関しまして、別添のとおり回答申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願いいたします。

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
03-3501-1748

一 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金について

これまでにお答えしたとおり、賠償の備えの不足分については、自由化の進展に伴って新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。このことは、審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものです。

御指摘の2017年1月10日毎日新聞の報道に関して、こちらもお答えしているとおり、弊省として、報道にあるような要望については承知しておりません。

御指摘の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（2020年4月1日施行）第26条の2における「賠償負担金相当金の変動額」や「次に掲げる変動額を基に引き上げようとする場合」の規定は、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第3条から第26条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、賠償の備えの不足分の総額のうち、託送制度を利用して回収を行うものとしてお示ししている約2.4兆円という額を変動させる趣旨のものではありません。

廃炉円滑化負担金の総額については、お答えしたとおり、各原子炉の廃止の時期等によっても左右されるものであり、予断を持ってお答えすることが困難ですが、本件に関して公開の議論を行った「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 財務会計ワーキンググループ」において、当時、計画外廃炉をした原子炉の当時時点の対象額をお示ししております。

原子力発電施設の解体に要する費用は、解体引当金省令に基づき、低レベル放射性廃棄物の処分費用や必要となる管理費用を含めて算定しており、これらの費用は、原子力事業者が負担することが原則です。

高レベル放射性廃棄物の最終処分費用や使用済燃料の再処理費用は、原子力事業者が負担することが原則です。廃炉円滑化負担金に係る措置については、全面的な自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するための措置であり、廃炉に伴って一括で生じない高レベル放射性廃棄物の最終処分費用や使用済燃料の再処理費用は、廃炉円滑化負担金の対象とはなりません。

御指摘の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（2020年4月1日施行）第26条の2における「廃炉円滑化負担金相当金の変動額」や「次に掲げる変動額を基に引き上げようとする場合」の規定は、賠償負担金相当金と同様、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第3条から第26条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、「随意にその増額ができる」とする趣旨のものではありません。

資産除去債務については、一般的な会計基準である「資産除去債務に関する会計基準」にしたがい、各事業者の責任において計上しているものと承知しておりますが、同基準にしたがい計上される資産除去債務相当資産については、小売規制料金原価を構成しておりません。

二 託送料金について

これまでにお答えしているとおり、現行の託送料金に関する考え方は、有識者による審議等を踏まえたものです。こうした考え方や電気事業法の規定に基づき、託送料金の適正性については、事後的に評価を行う現行の仕組みの中で、適切に対応してまいります。